

岩手県告示第418号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年6月6日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社長根工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町中野第2地割11番地2
    - ウ 代表者の氏名 長根富男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第9008号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和4年6月1日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年6月7日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社西野工業
    - イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町一戸字樋ノ口4番地11
    - ウ 代表者の氏名 西野賢司
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第10040号
  - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和4年6月1日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年6月7日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 小森興業
    - イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町サイカツ平14番地5
    - ウ 代表者の氏名 小森興一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第150119号
  - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和4年6月1日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。